

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 11 条第 1 項の規定にもとづき届出を行なった離島供給約款（平成 28 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、離島供給約款[低圧用]Ⅲ（契約種別および料金）、附則 5（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）、附則 6（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）、附則 7（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）ならびに別表 11（需給開始後の需給契約の廃止または変更にとめない料金を精算する場合の料金）(1)および(2)に定める料金率、49（制限または中止の料金割引）(1)イ(ロ)にいう割引対象金額ならびに 67（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、離島供給約款[低圧用]別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

また、離島供給約款[高圧用]Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および 65（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、離島供給約款[高圧用]別表 3（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

あわせて、離島供給約款[特別高圧用]Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および 60（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、離島供給約款[特別高圧用]別表 3（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

### 1 離島供給約款[低圧用]

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）、附則 6（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）および附則 7（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまの特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	59.40	4.40
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	70.20	5.20
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	120.96	8.96

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	222.48	16.48
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	324.00	24.00
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	527.04	39.04
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	527.04	39.04
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	222.48	16.48
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	386.64	28.64
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	386.64	28.64
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	257.04	19.04
電力量料金		
7 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18.24	1.35
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	324.00	24.00
契約電流 15 アンペア	486.00	36.00
契約電流 20 アンペア	648.00	48.00
契約電流 30 アンペア	972.00	72.00
契約電流 40 アンペア	1,296.00	96.00
契約電流 50 アンペア	1,620.00	120.00
契約電流 60 アンペア	1,944.00	144.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	18.24	1.35
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時 までの 1 キロワット時につき	24.87	1.84
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時 につき	28.75	2.13
最低月額料金		
1 契約につき	257.04	19.04
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	18.24	1.35
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	24.87	1.84

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.75	2.13
時間帯別電灯 A		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1,404.00	104.00
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,944.00	144.00
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
昼間時間		
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.69	1.61
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.58	2.19
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34.19	2.53
夜間時間		
1 キロワット時につき	10.92	0.81
5 時間通電機器割引額		
貯湯式電気温水器の割引対象容量 1 キロボルトアンペアにつき	248.40	18.40
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量 1 キロボルトアンペアにつき	194.40	14.40
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額		
貯湯式電気温水器の割引対象容量 1 キロボルトアンペアにつき	205.20	15.20
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量 1 キロボルトアンペアにつき	172.80	12.80
最低月額料金		
1 契約につき	330.48	24.48
時間帯別電灯 B		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1,404.00	104.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,944.00	144.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
昼間時間		
最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	23.57	1.75
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	32.15	2.38
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	37.16	2.75
夜間時間		
1キロワット時につき	11.22	0.83
8時間通電機器割引額		
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	32.40	2.40
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	21.60	1.60
5時間通電機器割引額		
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	270.00	20.00
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	205.20	15.20
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額		
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	237.60	17.60
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	194.40	14.40
最低月額料金		
1契約につき	330.48	24.48
時間帯別電灯S		
基本使用料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	6,264.00	464.00
まったく使用しない場合の1契約につき	702.00	52.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	6,804.00	504.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
まったく使用しない場合の1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	972.00	72.00
まったく使用しない場合の上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	162.00	12.00
電力量料金		
昼間時間		
基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	39.29	2.91
夜間時間		
1キロワット時につき	11.22	0.83
ピークシフト季節別時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,404.00	104.00
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,944.00	144.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	53.83	3.99
昼間時間		
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	19.73	1.46
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	26.91	1.99
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36.71	2.72
夜間時間		
1キロワット時につき	10.92	0.81
季節別高負荷率電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	2,721.60	201.60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1キロボルトアンペアにつき	453.60	33.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.57	2.04
その他季料金	25.07	1.86
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.77	0.58
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.53	1.15
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.53	1.15
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	155.30	11.50
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	155.30	11.50
臨時電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	356.40	26.40
電力量料金		
1キロワット時につき	31.63	2.34
臨時電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	356.40	26.40
電力量料金		
1キロワット時につき	31.63	2.34
公衆街路灯A		
需要家料金		
1契約につき	54.00	4.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	63.34	4.69
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	109.40	8.10
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	201.53	14.93
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	293.65	21.75
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	477.90	35.40
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	477.90	35.40

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	201.42	14.92
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペア までの1 機器につき	351.00	26.00
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	351.00	26.00
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1 キロボルトアンペアにつき	291.60	21.60
電力量料金		
1 キロワット時につき	17.36	1.29
最低月額料金		
1 契約につき	231.12	17.12
低圧高稼働契約		
基本料金		
契約電力1 キロワットにつき	1,512.00	112.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	18.46	1.37
その他季料金	16.78	1.24
低圧電力		
基本料金		
契約電力1 キロワットにつき	1,242.00	92.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	15.66	1.16
その他季料金	14.23	1.05
低圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1 キロワットにつき	1,350.00	100.00
電力量料金		
1 キロワット時につき		
昼間時間		
夏季料金	16.49	1.22
その他季料金	14.99	1.11
夜間時間	11.22	0.83
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1 キロワット1 日につき	196.56	14.56

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.79	1.39
その他季料金	17.09	1.27
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	615.60	45.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	11.64	0.86
その他季料金	10.58	0.78
農事用電力B		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	5,173.31	383.21
30日をこえる1日につき	172.44	12.77
深夜電力A		
1契約につき	1,243.08	92.08
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	302.40	22.40
電力量料金		
1キロワット時につき	10.92	0.81
融雪用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	1,274.40	94.40
3月超過	367.20	27.20
電力量料金		
1キロワット時につき	11.38	0.84
融雪用電力A II		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	669.60	49.60
3月超過	162.00	12.00
電力量料金		
1キロワット時につき	19.01	1.41
融雪用電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	1,922.40	142.40
3月超過	453.60	33.60



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金 1キロワット時につき	11.75	0.87
融雪用電力B II 基本料金 契約電力1キロワットにつき 契約使用期間の最初の3月まで	961.20	71.20
3月超過	216.00	16.00
電力量料金 1キロワット時につき	23.04	1.71

(2) 49 (制限または中止の料金割引) (1)イ(ロ)にいう割引対象金額

区分および単位	割引対象金額	消費税等相当額
	円	円
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合 1契約につき	1,404.00	104.00
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,944.00	144.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	324.00	24.00

(3) 67 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,216.00	2,016.00

(4) 附則5 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
基本料金 契約電力1キロワットにつき	205.20	15.20
電力量料金 1キロワット時につき	10.35	0.77

## (5) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.843	0.062
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.686	0.125
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.373	0.250
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5.059	0.375
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8.432	0.625
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	8.432	0.625
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.519	0.187
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5.037	0.373
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5.037	0.373
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.068	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.136	0.010
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.136	0.010
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.359	0.101
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.359	0.101
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.428	0.106
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.570	0.190
(ホ) 深夜電力 A		
1 契約につき	21.708	1.608
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.217	0.016

(6) 別表 11 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金) (1)および(2)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
季節別高負荷率電灯		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.33	2.25
その他季料金	27.57	2.04
低圧高稼動契約		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.15	1.64
その他季料金	20.14	1.49

2 離島供給約款[高压用]

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,630.80	120.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.51	1.22
その他季料金	15.34	1.14
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,630.80	120.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
ピーク時間	20.36	1.51
昼間時間		
夏季料金	18.85	1.40
その他季料金	17.81	1.32
夜間時間	11.12	0.82
業務用ウィークエンド電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,630.80	120.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
平日		
夏季料金	17.80	1.32
その他季料金	16.42	1.22
休日扱い日	12.52	0.93
高压電力S		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,296.00	96.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.08	1.19
その他季料金	14.96	1.11
高压電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,944.00	144.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	14.47	1.07
その他季料金	13.50	1.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
高压季節別時間帯別電力S 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき ピーク時間 昼間時間 夏季料金 その他季料金 夜間時間	  1,296.00  20.41  18.89 17.55 11.12	  96.00  1.51  1.40 1.30 0.82
高压季節別時間帯別電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき ピーク時間 昼間時間 夏季料金 その他季料金 夜間時間	  1,944.00  17.79  16.50 15.24 11.12	  144.00  1.32  1.22 1.13 0.82
臨時電力A 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	   19.07 17.66	   1.41 1.31
臨時電力B 電力量料金 1キロワット時につき 契約電力が500キロワット未満の場合 夏季料金 その他季料金 契約電力が500キロワット以上の場合 夏季料金 その他季料金	   18.54 17.19 16.62 15.44	   1.37 1.27 1.23 1.14
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	  604.80  11.16 10.48	  44.80  0.83 0.78

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	17.79	1.32
その他季料金	16.50	1.22
上記以外の場合		
夏季料金	21.30	1.58
その他季料金	19.70	1.46
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	17.31	1.28
その他季料金	16.08	1.19
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	15.54	1.15
その他季料金	14.47	1.07
上記以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	20.70	1.53
その他季料金	19.16	1.42
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	18.49	1.37
その他季料金	17.16	1.27
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	259.20	19.20
電力量料金		
1キロワット時につき	10.83	0.80
業務用蓄熱調整契約		
蓄熱ピークシフト割引単価		
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,382.40	102.40
蓄熱ピーク調整割引単価		
1キロワット1時間1月につき	756.00	56.00
産業用蓄熱調整契約		
蓄熱ピークシフト割引単価		
蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,652.40	122.40
蓄熱ピーク調整割引単価		
1キロワット1時間1月につき	756.00	56.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
業務用電化厨房契約 割引単価 電化厨房電力量 1 キロワット時につき	円 3.24	円 0.24

(2) 65（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
架空配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	円 3,348.00	円 248.00
地中配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	27,216.00	2,016.00

(3) 別表 3（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.210	円 0.016

3 離島供給約款[特別高圧用]

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,609.20	119.20
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,587.60	117.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.60	1.08
その他季料金	13.60	1.01
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.25	1.06
その他季料金	13.27	0.98
特別高圧季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,609.20	119.20
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,587.60	117.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	17.74	1.31
昼間時間		
夏季料金	16.46	1.22
その他季料金	15.50	1.15
夜間時間	10.76	0.80
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	17.31	1.28
昼間時間		
夏季料金	16.06	1.19
その他季料金	15.12	1.12
夜間時間	10.51	0.78
特別高圧電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,782.00	132.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,717.20	127.20
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,652.40	122.40



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.71	1.02
その他季料金	12.79	0.95
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.35	0.99
その他季料金	12.46	0.92
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	12.99	0.96
その他季料金	12.14	0.90
特別高圧季節別時間帯別電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,782.00	132.00
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,717.20	127.20
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,652.40	122.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	16.74	1.24
昼間時間		
夏季料金	15.54	1.15
その他季料金	14.34	1.06
夜間時間	10.76	0.80
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	16.28	1.21
昼間時間		
夏季料金	15.12	1.12
その他季料金	13.96	1.03
夜間時間	10.51	0.78
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	15.81	1.17
昼間時間		
夏季料金	14.70	1.09
その他季料金	13.59	1.01
夜間時間	10.26	0.76

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
臨時電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16.80	1.24
その他季料金	15.60	1.16
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16.37	1.21
その他季料金	15.21	1.13
臨時電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.71	1.16
その他季料金	14.62	1.08
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.30	1.13
その他季料金	14.23	1.05
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.87	1.10
その他季料金	13.85	1.03
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	15.70	1.16
その他季料金	14.59	1.08
上記以外の場合		
夏季料金	18.73	1.39
その他季料金	17.34	1.28
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	15.30	1.13
その他季料金	14.23	1.05
上記以外の場合		
夏季料金	18.24	1.35
その他季料金	16.90	1.25

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	14.71	1.09
その他季料金	13.71	1.02
上記以外の場合		
夏季料金	17.49	1.30
その他季料金	16.23	1.20
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	14.33	1.06
その他季料金	13.35	0.99
上記以外の場合		
夏季料金	17.01	1.26
その他季料金	15.79	1.17
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	13.93	1.03
その他季料金	12.99	0.96
上記以外の場合		
夏季料金	16.51	1.22
その他季料金	15.34	1.14

## (2) 60 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
工事費		
架空配電設備の場合 (工事こう長 100 メートル当たり) 新増加契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	345.60	25.60
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	172.80	12.80
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	86.40	6.40
地中配電設備の場合 (工事こう長 100 メートル当たり) 新増加契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	637.20	47.20
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	540.00	40.00
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	216.00	16.00
当社負担額		
新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,400.00	400.00

## (3) 別表 3 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0.202	0.015